

# 栃木県企業局カーボンニュートラル等地域貢献事業検討業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務目的

本業務は、県有財産（未利用地及び既存施設等）を活用したカーボンニュートラル等地域貢献に資する新たな事業の導入可能性について調査を実施し、立地や事業内容等を踏まえて効果的な導入を図るための基礎資料を作成するとともに、利活用案の立案、検討及び評価を行うことを目的とする。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 栃木県企業局カーボンニュートラル等地域貢献事業検討業務
- (2) 業務内容 別紙「栃木県企業局カーボンニュートラル等地域貢献事業検討業務仕様書」  
のとおり
- (3) 契約期間 契約日から令和9(2027)年3月10日(水)まで
- (4) 委託費上限額 9,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 担当所属及び  
問い合わせ先 〒320-0031 栃木県宇都宮市戸祭元町1-25  
栃木県企業局経営企画課 企画調整担当  
電話 028-623-3824 FAX 028-623-3826  
電子メール kigyo-keiei@pref.tochigi.lg.jp

## 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有するもの。
- (3) 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 栃木県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (7) 上記(1)～(6)の確認基準日は、参加表明書の提出時から契約締結に至るまでの期間とする。

## 4 プロポーザル実施の手続

### (1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和8(2026)年4月22日(水)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和8(2026)年4月30日(木) 午後4時必着
ウ 質問に対する回答	令和8(2026)年5月11日(月)
エ 参加表明書の提出期限	令和8(2026)年5月12日(火) 午後4時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和8(2026)年6月1日(月) 午後4時必着
カ プレゼンテーション	令和8(2026)年6月8日(月) 予定
キ 審査結果の通知・公表	令和8(2026)年6月12日(金)

### (2) 実施要領の配布期間及び場所

- ア 配布期間：令和8(2026)年4月22日(水)～5月12日(火)  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- イ 配布場所：上記2(5)の担当所属で交付するほか、栃木県ホームページ(産業・しごと>入札・公売>入札・公募(業務委託))からダウンロードできる。  
※URL(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>)

### (3) 質疑・回答

- プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(様式1)により電子メール又はFAXにより提出すること。
- ア 受付期間：公募開始日～令和8(2026)年4月30日(木) 午後4時必着
- イ 質疑方法：電子メール又はFAXにより、2(5)に提出すること。
- ウ 回答期日：令和8(2026)年5月11日(月)
- エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ(4(2)イのURL)に掲載する。

### (4) 参加表明書の提出

- プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により提出すること。
- ア 提出期限：令和8(2026)年5月12日(火) 午後4時必着  
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：2(5)
- ウ 提出書類：以下の①～④を提出すること。
- ① 参加表明書(様式2)
  - ② 参加資格審査資料(様式3)
  - ③ 類似業務実績(様式4)
  - ④ 会社概要(様式5又はパンフレット)
- エ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後4時まで)又は郵送(簡易書留に限る。)  
※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8(2026)年5月18日(月) 午後4時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、様式6とともに持参又は郵送により提出すること。評価項目については、5の審査方法等による。

ア 企画提案書の正本は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 専門知識・独自性

類似事業の調査・分析等の実績について

有識者・団体等との連携体制・コネクションについて※

(イ) 調査方法の具体性

候補地の調査方法について

選定する際の分析手法について

(ウ) 提案内容の優良性

企画立案における検討方法について

評価方法における判断基準について

(エ) 業務内容の確実性

業務における人員について

会社としてのバックアップ体制について

(オ) 業務遂行の安定性

各業務内容におけるスケジュールについて

※再エネ・効率化・削減・転換・吸収等のカーボンニュートラル実現に向けた取組等についての知見に関すること。社内・社外は問わない。

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、正本1部及び副本電子データ1式(CD-R)とする。なお、電子データによる企画提案書は、審査の公正を期すため、参加者名を記載しないデータとすること。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別すること(諸経費や消費税も区別する。)

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例32号)に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

- カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 5 審査方法等

### (1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーションを実施する。時間、場所については、別途通知する。

### (3) 審査方法

企画提案書、プレゼンテーションについて、評価基準に基づいてプロポーザル選定委員が評価を行う。採点は選定委員会の合議とし、点数化の際は各委員の平均点を評価点とする。

### (4) 契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)による評価の総合点が最も高い者を契約候補者として選定する。

イ 総合点が最も高い者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初見積額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。

ウ 契約候補者と契約に至らなかった場合は、総合点が次順位の者を契約候補者に繰り上げる。

エ ア、イ、ウに関わらず、総合点が50点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

オ 参加者が1者の場合でもプロポーザル審査を実施する。

### (5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2(4)の委託費上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃

木県ホームページ（産業・しごと＞入札・公売＞入札・公募（業務委託））に公表するとともに、担当所属において閲覧に供するものとする。

#### 【公表事項】

- (1) 契約候補者の名称、評価の総合点及び選定理由
  - (2) (1)以外の参加者の数及びそれぞれの評価の総合点
- ※参加者が2者の場合、次点者の評価の総合点は公表しない。

## 7 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約締結に必要な経費は、全て契約候補者の負担とする。
- (3) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (5) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に変わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受託者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、栃木県が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受託者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受託者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

## 評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各公募型プロポーザル選定委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で評価の総合点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 各選定委員による評価の合計点が50点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。

### 企画提案評価項目一覧

評価項目	配点
①専門的知識・独自性（業務実績・知見） 専門知識を持ち合わせた事業者であるか。 県内企業について精通しているか。 類似業務について調査・分析等の実績はあるか。	25
②調査方法の具体性（技術・手法） 候補地、候補施設等の選定について、調査手法を持ち合わせているか。 具体性・妥当性・現実性を有するものであるか。	25
③提案内容の優良性（検討方法・条件整理） 新規事業の企画立案について、独自の発想に基づく提案を期待できるか。 評価方法について、的確な判断基準を持ち合わせているか。	25
④業務実施の確実性（実施体制） 業務の作業体制・能力が確保されているか。 業務管理の方法・環境は適切か。	15
⑤業務遂行の安定性（業務工程） 安定的に遂行できる適切なスケジュールとなっているか。	10
合計	100 点